

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20191004電委第2号
令和元年10月11日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

小売電気事業を営もうとする者の登録について（回答）

令和元年6月24日付け20190425資第44号、令和元年8月29日付け20190802資第34号、令和元年9月12日付け20190328資第49号、令和元年9月24日付け20190902資第17号及び令和元年10月4日付け20190919資第11号により、貴職から当委員会に意見を求められた小売電気事業を営もうとする者について、その後送付された補正資料を加味し、審査を行ったところ、別添の小売電気事業を営もうとする者については、いずれも「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12・05・29資第16号。その後の一部改正を含みます。）第1（1）②に該当する事実は認められませんでした。

ただし、貴職におかれましては、別添の小売電気事業を営もうとする者の登録に当たっては、下記の条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

記

申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。

(別添)

(小売電気事業を営もうとする者)

・株式会社スマートエナジー

法人番号 5010401068911

・新電力株式会社

法人番号 8010001072195

・株式会社かづのパワー

法人番号 2410001012240

・UNIVERGY株式会社

法人番号 5013301034611

・JR西日本住宅サービス株式会社

法人番号 1140001098572